

和歌山大学名誉教授の科学研究費助成事業申請に関する申し合わせ

平成28年10月 4日 学長裁定

令和 5年 9月14日 一部改正

和歌山大学（以下、「本学」という。）名誉教授の科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）の申請（研究分担者としての申請も含む）について、下記のとおり定める。

（名誉教授の定義）

1. 本申請条件において、「名誉教授」とは次の（1）から（3）のいずれかに該当する者で、本学退職後、他の研究機関に研究者として登録されていない者をいう。
 - （1） 本学名誉教授であること。
 - （2） 申請時に本学教員であり、採択までに退職を予定している者で、採択後は本学名誉教授として科研費の遂行を希望する者
 - （3） 申請時に本学教員であり、申請課題の研究期間の途中で退職を予定している者で、退職後は本学名誉教授として科研費の遂行を希望する者

（申請の条件）

2. 名誉教授は、科研費の申請を行うに当たり、採択された場合は次の要件を満たすことを確約しなければならない。
 - （1） 科研費研究代表者又は科研費研究分担者として、科研費のルール及び本学諸規程等を遵守し、採択された科研費補助事業に関して責任を果たすことができること。
 - （2） 研究を遂行するための環境（研究場所、納品場所等）及び体制（連絡方法等）を確保し、当該研究場所等管理部局の長の承諾を得ていること。（ここで部局とは、本学組織規則に定める学部、機構、附属機関及び事務局をいう。）
 - （3） 学内に科研費研究分担者又は連絡担当者を置くこと。
 - （4） 会計業務（予算執行管理、物品の納品等）や事務的業務について責任を負うこと。

（申請書）

3. 名誉教授は、科研費の申請を行うにあたり、あらかじめ「2（申請の条件）」について明らかにし、別紙1「名誉教授の科学研究費助成事業申請書」を作成のうえ、現職教員は所属長の、退職者は産学連携イノベーションセンター長の承認を経て、理事（研究担当）へ提出すること。

(事務担当)

4. 名誉教授が科研費に採択された場合は、産学連携イノベーションセンター所属とする。ただし、当該科研費補助事業の遂行に限る。またその事務は研究・社会連携課において行う。

(保険の加入)

5. 名誉教授(「1.(2)」及び「1.(3)」の者については退職後)が科研費補助事業を行うに当たり、産学連携イノベーションセンター指定の傷害保険(個人賠償責任補償特約付帯)に加入することとする。その経費は産学連携イノベーションセンターにて措置する。

(名誉教授の称号が授与されなかった場合)

6. 「1.(2)」及び「1.(3)」の者が、退職次年度に名誉教授の称号を授与されない場合、交付申請を辞退すること又は、補助事業を廃止すること。ただし、退職後、他研究機関にて科研費応募資格が認められ、移管する場合はこの限りではない。

(この申し合わせにより難しい場合の措置)

7. この申し合わせにより難しいと学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

(その他)

8. 「1.(2)」及び「1.(3)」の者が申請する際は、和歌山大学名誉教授規程等を確認すること。

別紙 1

名誉教授の科学研究費助成事業申請書

理事（研究担当） 殿

申請者 _____

「和歌山大学名誉教授の科学研究費助成事業（科研費）申請に関する申し合わせ」（平成28年10月4日付学長裁定）3に基づき申請いたします。

令和〇〇年度分申請

研究者番号	
研究内容	
学内の研究分担者又は連絡担当者	
使用研究室の所在	
連絡先 (※必ず連絡の取れるものを記載ください。)	

誓約事項

私は、「和歌山大学名誉教授の科学研究費助成事業申請に関する申し合わせ」を遵守することを誓約いたします。違反した場合には、速やかに交付申請を辞退、もしくは補助事業を廃止いたします。

令和 年 月 日

氏名 _____

***** 部局長承認欄 *****

上記名誉教授の科学研究費助成事業の申請を承認します。

令和 年 月 日

役職・氏名 _____

(署名または記名押印)

(部局長：現職教員は所属長、退職者は産学連携イノベーションセンター長)